

2026 年度

科目等履修生募集要項

目白大学大学院・目白大学・目白大学短期大学部

本学では、特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育、研究に支障のない限り、選考の上、「科目等履修生」を受け入れています。科目等履修生として履修し取得した単位は、本学の正規の単位として認定されます。

1. 出願資格

- (1) 大学院 ・以下の①～⑨のいずれかに該当する者。
- ① 国内の大学を卒業した者、または2026年3月31日までに卒業見込みの者。
 - ② 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または2026年3月31日までに授与される見込みの者。
 - ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または2026年3月31日までに修了見込みの者。***本学では、「高等教育自学考試」を学校教育における16年の課程に含めません。出願資格審査で認定を受けてください。**
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、または2026年3月31日までに修了見込みの者。
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、または2026年3月31日までに修了見込みの者。
 - ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を充たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、または2026年3月31日までに修了見込みの者。
 - ⑦ 文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号）。
 - ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により本大学院以外の大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者。
 - ⑨ 本大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2026年3月31日までに22歳に達している者。

※上記①～⑨の他に看護学研究科は日本の保健師、助産師、看護師のいずれかの資格を有する者、また、リハビリテーション学研究科は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を有する者。

但し、出願資格が⑧または⑨の場合は、事前に出願資格審査を行います。詳細は、「(3) 出願資格審査について」をご確認ください。

- (2) 大学・短期大学部 ・次の①～③いずれかに該当する者。
- ① 高等学校または中等教育学校を卒業した者、および2026年3月卒業見込みの者。
 - ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、および2026年3月卒業修了みの者。

③ 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、および 2026 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者。具体的には、以下 a. ~g. のいずれかに該当する者。

- a. 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、および 2026 年 3 月 31 日までに修了見込みの者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- b. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、および 2026 年 3 月 31 日までに修了見込みの者。
- c. 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および 2026 年 3 月 31 日までに修了見込みの者。
- d. 文部科学大臣の指定した者。
- e. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験（旧規程による大学入学資格検定を含む）に合格した者、および 2026 年 3 月 31 日までに合格見込みの者で、2026 年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者。
- f. 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者。
- g. その他本学において、個別の出願資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2026 年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者。

但し、出願資格が③の場合は、事前に出願資格審査を行います。詳細は、「(3) 出願資格について」をご確認ください。

(3) 出願資格審査について

大学院に出願資格⑧または⑨、大学・短大に出願資格③で出願する方は、出願前に審査を受ける必要があります。春学期は2026 年 2 月 3 日（火）、秋学期は2026 年 7 月 31 日（金）までに、「出願資格審査願」、「履歴書」、「卒業証明書」の 3 点を教務課までご提出ください。（郵送の場合は必着）

審査の結果、出願資格が認定された場合に限り、出願することができます。（※審査を受けた方が必ず出願できるとは限りません。）事前審査が必要かどうか判断できない場合は、以下を確認してください。

<外国の大学を卒業した場合>

本学では高等教育自学考試は学校教育における 16 年の課程に含めません。出願資格審査で認定を受けてください。

卒業後のパターン	出願資格審査
5 年制以上の大学を卒業した	不要
3 年制以下の大学を卒業した	要
3 年制以下の大学を卒業後、4 年制以上の大学に編入学し、卒業した	不要
3 年制以下の大学を複数卒業した	要
3 年制以下の大学を卒業後、日本の大学で 1 年制の留学生別科を修了または研究生として 1 年間以上在籍している	要

<短期大学を卒業した場合>

卒業後のパターン	出願資格審査
短期大学を卒業後、4年制以上の大学に編入学をしていない	要
短期大学を卒業後、4年制以上の大学に編入学し、卒業した	不要

<専門学校を卒業した場合>

卒業後した大学	出願資格審査
出願資格⑥を充たす専門学校を卒業した	不要
出願資格⑥を充たさない専門学校を卒業した	要
出願資格⑥を充たさない専門学校を卒業後、4年制以上の大学に編入学し、卒業した	不要

(4) 在留外国人の方・外国の学校出身の方の出願

大学院・大学・短期大学部いずれも前述の資格条件を満たした上で、原則として当該学期末までの在留資格(ビザ)を既に有していること。

本学の科目等履修生として入学を許可することにより、在留資格「留学」や「就学」を取得すること、切替ることはできません。

《在留外国人の方へ》 ※在留外国人の方は必ず確認してください

最終学歴の各種証明書は、原則として日本語または英語で表記された原本に限ります。

日本語または英語以外の言語で表記されている場合は以下の書類を提出してください。

各種証明書の原本※	出身学校から発行されるもの。 出身学校から1部しか発行されない場合は、公的機関が発行する Certified true copy を提出してください。返却を要する証明書は受け付けません。
日本語または英語の翻訳文※	大使館や自国公証処等の公的機関で認証を受けたものに限る。

※ 日本語教育機関（日本語学校等）が発行・認証するものは認めません。

《中国の学校を卒業・修了された方へ》

中国の学校を卒業・修了された方は、以下の中国高等教育学生信息網（CHSI）が発行する証明書を提出してください。

証明書類の入手に時間要することが想定されますので、早めに準備をしてください。

卒業証明書	中国高等教育学生信息網（CHSI）が発行する英語の「Online Verification Report of Higher Education Qualification Certificate」。
成績証明書	中国高等教育学生信息網（CHSI）が発行する英語の「Online Verification Report of China Higher Education Student's Academic Transcript」。
学位取得証明書	中国高等教育学生信息網（CHSI）が発行する英語の「Online Verification Report of Higher Education Degree Certificate」。 修士課程を受験する方は、学士学位(Bachelor's Degree)を取得されていることが証明されていること。

※ A4 サイズ、白色の紙に片面印刷をしたものを持参してください。

両面印刷されたものや、印刷が不明瞭なものは受け付けられない可能性があります。

※中国高等教育学生信息網（CHSI）からの電子認証報告メールやメールの転送は認めません。

必ずご自身で印刷したものを持参してください。

※有効期限が過ぎたものは本学において証明内容の真偽の確認ができないため認めません。

試験日まで有効なものを提出してください。

※中国語の証明書は認めません。必ず英語で作成された証明書を持参してください。

2. 募集する研究科・学部及び教職課程

(1) 大学院

国際交流研究科、経営学研究科、生涯福祉研究科、
言語文化研究科(日本語・日本語教育専攻／中国・韓国言語文化専攻)
看護学研究科、リハビリテーション学研究科

※「看護学研究科」及び「リハビリテーション学研究科」では、次の科目は開放いたしませんので、履修することはできません。

履修できない科目：「3分野の特論・演習・特別研究」

(2) 大学（新宿キャンパスのみ）

心理学部、人間学部、社会学部、メディア学部、経営学部、外国語学部

(3) 短期大学部

ビジネス社会学科

(4) 教職課程

- ①中学一種・高校一種（国語）
- ②中学一種（社会）
- ③中学一種・高校一種（英語）
- ④中学一種・高校一種（中国語）
- ⑤高校一種（地歴）
- ⑥高校一種（公民）
- ⑦小学校一種
- ⑧幼稚園一種

※ 教職科目履修希望の方

本学の卒業生並びに、本学大学院在学者及び修了生に限ります。

事前に履修科目の確認を行いますので、以下の期日までに教務課までご相談ください。

- ・春学期：2026年2月3日（火）
- ・秋学期：2026年7月31日（金）

3. 出願手続

(1) 出願書類

○ 必要 △ 対象者は必要 — 必要なし

大学院

出願書類		一般	本学卒業生
①	入学願書（本学指定用紙）	○	○
②	履歴書（本学指定用紙）	○	○
③	最終出身学校の卒業証明書、又は卒業見込証明書	○	—
④	資格免許証の写し（看護学研究科・リハビリテーション学研究科の科目等履修希望者のみ）	○	△
⑤	健康診断書（3か月内に受診し胸部レントゲン必須。病院オリジナルの様式でも可*）	○	○
⑥	麻疹証明書（はしかに関する予防接種証明書、母子手帳のコピー、抗体検査結果等）	○	○
⑦	在留カードの表裏両面コピー（外国人の方のみ）	△	△

*春学期に引き続き秋学期の履修を希望する場合は、①のみ提出（外国人の方は①と⑦）。

大学・短期大学部

出願書類		一般	本学卒業生
①	入学願書（本学指定用紙）	○	○
②	履歴書（本学指定用紙）	○	○
③	最終出身学校の卒業証明書、又は卒業見込証明書	○	—
④	最終出身学校の成績証明書	○	—
⑤	健康診断書（3か月内に受診し胸部レントゲン必須。病院オリジナルの様式でも可*）	○	○
⑥	麻疹証明書（はしかに関する予防接種証明書、母子手帳のコピー、抗体検査結果等）	○	○
⑦	在留カードの表裏両面コピー（外国人の方のみ）	△	△

*春学期に引き続き秋学期の履修を希望する場合は、①のみ提出（外国人の方は①と⑦）

* 健康診断書は病院オリジナルの様式でも可ですが、本学の様式と同じ検査項目が含まれているように

受診してください。

(2) 出願期間

春学期・・・2026年2月12日(木)～2026年2月19日(木)（必着）

秋学期・・・2026年8月18日(火)～2026年8月25日(火)（必着）

(3) 検定料

10,000円

※春学期から秋学期に引き続き履修を希望する場合、秋学期に再度支払う必要はありません。

(4) 出願方法

次のいずれかの方法で、出願書類と検定料を出願期間内に提出してください。

a. 郵送の場合

検定料（現金）と出願書類を、それぞれ書留扱いで郵送してください。

b. 窓口受付

検定料は学生課の券売機で証紙を購入（電子マネー決済のみ対応可：楽天Edy／PayPay／Suica／PASMO）し、指定の検定料払い込み用紙に貼付のうえ、出願書類一式を教務課に提出してください。

※外国籍の方は窓口で受付します。

4. 選考方法

面接（外国語学部を志望する場合は、科目により語学面接があります。）・出願書類等を総合的に審査し選考を行います。面接日時等詳細は、出願後に連絡します。春学期に引き続き、秋学期の履修を希望する場合は、原則面接を行いません。

- ・春学期面接予定日：2026年3月上旬
- ・秋学期面接予定日：2026年9月上旬

5. 選考結果

面接後1週間以内に本人宛に文書で通知します。

6. 入学手続

- ・入学（履修）を許可された場合は、次の「7. 登録料・授業料等」合計金額を本学指定の銀行口座に振り込んでください。納入方法等は、選考結果通知とともにお知らせします。
- ・期間内に手続きを完了しない場合は、履修許可は取消されます。また、いったん提出した書類・納入金は一切返還しません。
- ・手続き期間は本人宛に文書で通知します。（選考結果通知から概ね1週間程度）

7. 登録料・授業料等

1	登録料		20,000円(各学期ごとに徴収します) ※本学大学院、大学、短期大学部の卒業生・修了生は不要です。
2	授業料	大学院	20,000円 × 合計単位数
		大学(新宿キャンパス)、 短期大学部	15,000円 × 合計単位数
3	学生教育研究災害傷害保険 (Aタイプ)		1,000円 (1年間) 1,750円 (2年間・出願時から予定している方のみ)
	学研災付帶賠償責任保険 (Aコース)		340円 (1年間) 680円 (2年間・出願時から予定している方のみ)

●授業料および保険料の納入に関しては、総額一括での納入を原則とします。

8. 授業科目の受講

- (1) 入学手続き完了後に、「目白大学科目等履修生証」を交付します。常に「科目等履修生証」を携帯してください。
- (2) 授業の履修方法は、一般学生と同様です。
※履修登録は、教務課が行います。
- (3) 授業によってはノートパソコンの持ち込みが必要な場合があります。
- (4) 授業内容については、本学HPに掲載の「2026年度シラバス」を参考にしてください。
(https://pwb.mojiro.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx)

なお、「2026年度シラバス」は2026年3月下旬頃発表の予定です。

9. その他

1. 施設(図書館・食堂・PC室)等は、一般学生と同様に利用できます。
2. 麻疹(はしか)の予防接種は、各自で受診してください。
3. 公認クラブ、サークルには加入できません。
4. 学生教育研究災害傷害保険(Aタイプ)、学研災付帶賠償責任保険(Aコース)に全員加入します。(保険の詳細は下記URLでご確認ください。)
(ア) 学生教育研究災害傷害保険 <http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm>
(イ) 学研災付帶賠償責任保険 <http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-baisho.htm>
5. 教職履修生の教育委員会への免許申請は、原則として個人申請とします。そのため納入金には、免許申請のため教育委員会に支払う手数料は含んでいません。
6. 教職履修生は、在籍年度毎に、各自で健康診断を受診してください。
7. 教職履修生の履修期間は、2年を限度とします。ただし学長が特に認めた場合、1年を限度として延長を認める場合があります。
8. 科目等履修生は、休学をすることができません。
9. 科目等履修生が登録できる上限単位数は、1学期間に大学院6単位、大学12単位、短大12単位までです。
10. 前項にかかわらず、教職履修生は1学期に24単位まで履修登録できます。
11. 定期券の通学証明書・学割証は発行されません。

12. 成績情報は、各自でPCより印刷することが出来ます。成績証明書は、証明書自動発行機により発行します（有料）。
13. 学力に関する証明書は、発行に時間をおこしますので余裕をもって申請してください。
14. 科目によっては授業形態が遠隔授業になる可能性があります。遠隔授業実施に伴う環境整備（PCやインターネット接続に必要な機器等）をご用意ください。

10. お問合せ及び書類提出先

目白大学 大学事務局 教務部 教務課（資格担当）

（受付時間：土曜・日曜・祝祭日を除く 9:00～16:00）

〒161-8539 東京都新宿区中落合4-31-1

TEL: 03-5996-3159

E-mail: sikaku@mejiro.ac.jp

【個人情報保護について】

個人情報につきましては『学校法人目白学園個人情報保護方針』(<https://www.mejiro.ac.jp/privacy/>)を定め、適正な管理と保護に努めております。

目白大学（新宿キャンパス）案内図



■最寄り駅から新宿キャンパスまでのアクセス時間

- 西武新宿線・都営地下鉄大江戸線「中井」駅より徒歩 8 分
- 都営地下鉄大江戸線「落合南長崎」駅より徒歩 10 分
- 東京メトロ東西線「落合」駅より徒歩 12 分

2026 年度 科目等履修生 教育実習受講のための条件

(1) 基本条件

- ①科目等履修生は教員免許状取得にあたり、本学のカリキュラムに則り必要科目を履修すること。
- ②教育実習（幼稚園を除く）は、「小学校体験活動」及び「介護等体験実習（事前事後指導含む）」又は「介護等体験実習 中学・高等学校（事前事後指導含む）」及び「教育実習 小・中学校（事前事後指導含む）」又は「教育実習 中学・高等学校（事前事後指導含む）」を必ず履修すること。
- 「教育実習」（幼稚園）については、「教育実習指導」を履修済又は履修中であること。
- また、次の順で履修すること。
- （履修の順序）「小学校体験活動」→「介護等体験実習（事前事後指導含む）」又は「介護等体験実習 中学・高等学校（事前事後指導含む）」→「教育実習 小・中学校（事前事後指導含む）」又は「教育実習 中学・高等学校（事前事後指導含む）」
- ③原則として、いかなる理由があっても、②の教育実習科目を途中辞退することはできない。また、教育実習において、本学並びに実習先に多大な迷惑や損害等を与えたと判断した場合には、教職科目の履修を認めないことがある。
- ④中国語の免許状希望者は、原則国語の免許状も取得すること。
(中国語で教育実習することは、特殊な例外を除いて極めて困難であるため)
- ⑤教員免許状の申請は「個人申請」とする。

(2) 「教育実習 小・中学校（事前事後指導含む）」又は、「教育実習 中学・高等学校（事前事後指導含む）」ならびに「教育実習」（幼稚園）の受講に係る条件

次の条件を科目等履修生の申込時までに満たしていること。

教科名等	免許ごとの条件
英語科	(1) 本学英米語学科卒業生は、申込時に、TOEIC® Listening & Reading Test 公開テスト 470 点以上の Official Score Certificate (公式認定証) (申込時 2 年以内) かつ英検 (S-CBT を含む) 2 級以上の合格証書または合格証明書を提出すること。 (2) 上記以外の者は、英検 (S-CBT を含む) 準 1 級以上の合格証書または合格証明書を申込時に提出すること。
国語科	日本語検定 3 級以上または漢字検定 2 級を取得すること。
中国語	
社会科	すでに地図地理検定（基礎）に合格、または（専門）の 3 級以上に認定されていること。もしくは、歴史能力検定の準 3 級以上（日本史・世界史は問わない）を取得していること。
小学校	
幼稚園	・免許取得に必要な科目中、教育実習、教育実習指導の 2 科目以外を修得済み又は修得見込みであること ・実習配属先について事前に相談があること

※原則として、在学生に準ずる。

(3) 履修に係る条件

①共通条件

原則として、教科教育法、特別活動、小中においては道徳教育を1年目に履修する。

②免許ごとの条件

教科名等	免許ごとの条件
英語科	「英語科教育法1」「英語科教育法2」「英語科教育法3」「英語科教育法4」をすべて履修済みであること。
国語科	
中国語	
社会科	
小学校	
幼稚園	<ul style="list-style-type: none">・教育実習指導、教育実習2科目共に履修すること・免許取得に必要な科目中、教育実習、教育実習指導の2科目以外を修得済みであること

(4) 教育実習にあたっての生活指導面

教育実習中及び平素から心掛ける。

① 望ましい身だしなみ

- ・ 頭 髪：清潔で自然な色であること。（生来の茶髪は許容の範囲とする。）
- ・ メイク：ナチュラルなメイクであること。
- ・ 服 装：清潔で社会人として相応しいもの。
(原則としてスーツ着用。男性は白のワイシャツにネクタイ、女性は白の無地のブラウス等を着用する。)
- ・ バッグ：ブランドものは避ける。ビジネス用のバッグを使用する。
- ・ 爪：短く切つておくこと。付け爪、ネイルアートは不可。
- ・ 指 輪：指輪は着用しない。ピアス、不可。
- ・ 靴（通勤）：社会人としてふさわしいもの。女性は中ヒールのパンプス。
- ・ 靴（上履き）：運動靴（白を基調としたもの）
- ・ サングラス・カラーコンタクト：着用しない。（身体的理由がある場合を除く。）
- ・ 喫 煙：小・中・高等学校内は全面禁煙
- ・ その他：香水、オーデコロン等、においの強いものは使用しないこと。

② 教育実習中ならびに日常の授業態度として望ましくないこと

- ・ 無断欠席、正当な理由の無い遅刻
- ・ 授業中の携帯使用（電話番号・メールアドレスを生徒に教えない。）
- ・ トイレ・体調不良以外の入退室、その他著しく授業の進行を乱す行為
- ・ 着帽・必要以外の飲食
- ・ 授業観察中にみだりに生徒に話しかけないこと。
- ・ 児童・生徒との個人情報の交換（電話番号、メールアドレス、ライン等）